

令和5年度龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」業務委託に係る公募型企画提案の受付開始について

このことについて次のとおり参加申し込み及び企画提案を募集する。

令和5年8月25日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

1 業務名

令和5年度龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」業務委託

2 業務概要

本業務は令和4年度にプレ実施した「たつのこワクワクワーク」を本格的に実施するものである。令和5年度に関しては、昨年度の課題を踏まえた上で事業を拡大し、より多くの子どもたちに憧れの仕事を体験する機会を提供するものとして、事業を推進していくものである。

その背景として、本市では、目指すまちの姿を進めるための指針であり、まちづくりの基本方向を示す最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」を令和4年12月に策定し、翌令和5年1月から計画を実行している。

「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」では、特に重要となる3つの施策をリーディングプロジェクトと位置付け、重点的かつ優先的な取組としている。

その中において、本業務は「魅力創造プロジェクト～もっと魅力が感じられるまちを創る～」に位置付けられている。また、リーディングプロジェクトとして掲げられている「未来創造プロジェクト～子どもの笑顔が続くまちを創る～」における“「夢」を持ち「生きる力」を育む教育の推進”や“若者世代の活躍支援と定住促進”とも連動する事業と捉えている。

それらのことから、人口減少のなかで将来の担い手作りのため、子どもころから本市の魅力を知るきっかけづくりが必要である。

さらに、子どもたちやその親世代がこのイベントを通し、魅力を感じることで、将来的な推奨意欲の向上や参画意欲の向上、さらにはシビックプライドの醸成に繋がるきっかけづくりが急務である。そのため、本事業の実施にあたり、本市の課題などを十分に理解し、本市が意図する子ども向けの職業体験イベントの企画立案、実施などに関する企画提案を求めるものである。

本業務の企画提案では、子どもたちに職業体験の機会を創出するにあたり、最も優れた成果が期待できる事業者を選定することが必要であることから、公募型により事業者を選定するものである。

3 履行期間

契約の日から令和6年3月31日までとする。(ただし検査期間10日間を含む)

4 参加要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 過去3年度以内(令和2年度～令和4年度)に国・地方自治体・民間の発注者を問わず、主に子育て世代を対象としたイベント運営に係る同種業務を元請として受託し、誠実に履行した実績があること。
- (3) 本業務を履行するための総括責任者を配置すること。なお総括責任者は受託候補者として提出する書類の提出期日時点において自社にて3カ月以上直接雇用していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (5) 提案募集の日から参加申込書の受付締め切りの日までの間において龍ヶ崎市契約事務等に関する規程に基づく指名停止期間中または龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱に基づく入札等排除措置期間中でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づ

き更生又は再生手続開始の申し立てがなされている者については手続開始の決定を受けかつ手続開始決定後に本市の競争入札参加の再認定手続を完了していること。

(7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

- ・ 国税（法人税消費税及び地方消費税）
- ・ 本市の市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）

参加申込提出期限及び提出先等の諸手続については「令和5年度 龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」業務委託公募型企画提案募集要領」を参照すること。

5 担当・連絡先

龍ヶ崎市総合政策部まちの魅力創造課人口問題対策室（担当：関口）

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

電話 0297-64-1111（内線 376）

メールアドレス miryoku@city.ryugasaki.lg.jp